

ID: 247

担当部署: 上下水道課

処分の概要	排水設備の新設等の確認及び変更確認		
例規名 根拠条項	赤平市下水道条例 第6条		
例規番号	昭和63年条例第9号		
<p>【根拠条文】 (排水設備等の計画の確認) 第6条 排水設備又は前条の排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。)の新設等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定める確認申請書に、必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により確認を受けた者が、その確認を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更について書面により市長へ提出して確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を市長に届け出ることをもって足りる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 248

担当部署: 上下水道課

処分の概要	排水設備工事指定業者の指定及び更新		
例規名 根拠条項	赤平市下水道条例 第7条第1項及び第3項		
例規番号	昭和63年条例第9号		
<p>【根拠条文】 (排水設備工事指定業者の指定) 第7条 排水設備等の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、市長の指定を受けたもの(以下「指定業者」という。)でなければ、行ってはならない。 2 前項の指定の有効期間は、指定業者としての指定を受けた日から起算して5年とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを短縮することができる。 3 前項の有効期間満了に際し、引き続き指定業者としての指定を受けようとするときは、指定の更新を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第7条の3の規定による。 (指定の基準) 第7条の3 市長は、第7条第1項又は第3項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。 (1) 建設業法第3条別表に掲げる土木又は管工事業の許可を受けている者であること。 (2) 営業所等ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1名以上専属している者であること。 (3) 排水設備工事の施行に必要な設備及び機材を常時保有している者であること。 (4) 北海道内に営業所等がある者であること。 (5) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者 イ 第7条の13第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者 ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 エ 法人であって、役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者があるもの (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件を備えている者であること。 2 市長は、第7条第1項又は第3項の指定をしたときは、遅滞なくその旨を一般に周知させる措置をとる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 252

担当部署: 上下水道課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	赤平市下水道条例 第21条		
例規番号	昭和63年条例第9号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第21条 市長は、特別の事情があると認めたときは、使用料を減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 253

担当部署: 上下水道課

処分の概要	占用の許可		
例規名 根拠条項	赤平市下水道条例 第25条第1項		
例規番号	昭和63年条例第9号		
<p>【根拠条文】 (占用) 第25条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け, 継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は, 占用許可願を提出して市長の許可を受けなければならない。ただし, 占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは, その許可をもって占用の許可とみなす。</p> <p>2 市長は, 前項の占用の許可を受けた者から, 占用料を徴収する。ただし, 次の各号に掲げる占用物件については, この限りでない。</p> <p>(1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件 (2) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占用物件 (3) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業性格を有しない事業及び郵政事業に係る占用物件 (4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件</p> <p>3 前項の占用料の額の算定, 徴収の方法, 減免等については, 赤平市道路占用料徴収条例(昭和31年条例第6号)の規定を準用する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 257

担当部署: 上下水道課

処分の概要	負担金の徴収猶予		
例規名 根拠条項	赤平市都市計画下水道事業受益者負担金条例 第7条		
例規番号	昭和63年条例第10号		
<p>【根拠条文】 (負担金の徴収猶予) 第7条 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、当該土地を所有する土地又は地上権等を有する土地の状況により、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(2) 受益者に災害、盗難その他の事故が生じたことにより、当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則第8条の規定による。 (負担金の徴収猶予) 第8条 市長は、受益者が条例第7条各号の一に該当すると認めたときは、その者の申請に基づき、負担金の徴収を猶予することができる。この場合においては、その金額を適宜分割して納付すべき期日を定めることができる。</p> <p>2 負担金の徴収猶予を受けようとする者は、徴収猶予の理由の発生した日から14日以内に下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、当該受益者に対して下水道事業受益者負担金徴収猶予決定通知書(様式第7号)又は下水道事業受益者負担金徴収猶予却下通知書(様式第7号の2)により通知するものとする。</p> <p>4 第1項の規定により負担金の徴収を猶予する期間は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 専業農家又はこれに準ずる者の田、畑については、宅地化されるまでの期間。ただし、その期間が5年を超えるときは5年間とする。</p> <p>(2) 災害、盗難その他の事故のときは、その状況により、2年以内の期間とする。</p> <p>(3) 土地の状況により、市長が特に徴収猶予又は徴収猶予の延長を必要と認めたときは、市長の認定する期間とする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 258

担当部署: 上下水道課

処分の概要	負担金の減免		
例規名 根拠条項	赤平市都市計画下水道事業受益者負担金条例 第8条第2項		
例規番号	昭和63年条例第10号		
<p>【根拠条文】 (負担金の非賦課及び減免) 第8条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を賦課しないものとする。</p> <p>2 市長は、次の各号の一に該当する受益者の負担金を減免することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>(2) 地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者</p> <p>(3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている受益者</p> <p>(5) 事業のため特に費用の一部を負担し、又は土地若しくは物件を提供した受益者</p> <p>(6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者</p>			
<p>【基準】 根拠条文及び赤平市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則第10条の規定による。 (負担金の減免) 第10条 条例第8条第2項の規定により負担金の減免を受けようとする者は、納入通知書を受けとった日又は減免の理由が発生した日から14日以内に下水道事業受益者負担金減免申請書(様式第9号)により、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、別表に掲げる下水道事業受益者負担金減免基準に基づき、その適否を決定し、申請者に下水道事業受益者負担金減免決定(却下)通知書(様式第10号)により通知するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 260

担当部署: 上下水道課

処分の概要	延滞金の減免		
例規名 根拠条項	赤平市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則 第13条第1項		
例規番号	昭和63年規則第18号		
<p>【根拠条文】 (延滞金の減免) 第13条 市長は、条例第10条第3項の規定に基づき次の各号の一に該当するときは、延滞金を減免することができる。</p> <p>(1) 条例第7条各号の一に該当する事実があったとき。 (2) 納入通知書の送達を知ることができない理由があったとき。 (3) 前2号に準ずる理由があったとき。</p> <p>2 前項の規定に基づき減免を受けようとする受益者は、下水道事業受益者負担金延滞金減免申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定に基づき申請があったときは、その適否を決定し、当該受益者に対して下水道事業受益者負担金延滞金減免決定(却下)通知書(様式第14号)により通知するものとする。</p>			
<p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 286

担当部署: 上下水道課

処分の概要	給水装置の新設等の承認		
例規名 根拠条項	赤平市水道条例 第10条第1項		
例規番号	昭和43年条例第33号		
<p>【根拠条文】 (給水装置の新設等の申込) 第10条 給水装置工事を施工しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2 前項の申請に当たり管理者が必要と認めるときは、利害関係者の同意書等の添付を求めることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 287

担当部署: 上下水道課

処分の概要	設計審査及び工事竣工後の検査		
例規名 根拠条項	赤平市水道条例 第11条第2項		
例規番号	昭和43年条例第33号		
<p>【根拠条文】 (工事の施工)</p> <p>第11条 給水装置工事は, 管理者又は指定工事業者が施工する。</p> <p>2 前項の規定により指定工事業者が給水装置工事を施工する場合は, あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け, 工事竣工後は検査を受けなければならない。ただし, 修繕に係る工事については, この限りでない。</p> <p>3 給水装置工事を施工するものは, 給水装置の構造及び材質を政令第5条に定める基準に適合させなければならない。</p> <p>4 指定工事業者に関する事項については, 管理者が別に定める。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第12条の規定による。</p> <p>第12条 前条第2項の場合における設計及び施工の範囲は, 給水装置のすべてとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 288

担当部署: 上下水道課

処分の概要	給水の用途以外の使用許可		
例規名 根拠条項	赤平市水道条例 第28条ただし書		
例規番号	昭和43年条例第33号		
<p>【根拠条文】 (給水の用途以外の使用禁止) 第28条 給水装置の使用者は, 管理者に届け出た用途以外の用途に水道を使用してはならない。ただし, 管理者が特にその使用を認めた場合は, この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 291

担当部署: 上下水道課

処分の概要	料金手数料等の軽減又は免除		
例規名 根拠条項	赤平市水道条例 第42条		
例規番号	昭和43年条例第33号		
<p>【根拠条文】 (料金手数料等の軽減又は免除) 第42条 管理者は、公益その他特別の理由があると認めるときは、料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 293

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定工事業者証の交付及び再交付		
例規名根拠条項	赤平市指定給水装置工事業者規則 第6条第1項及び第4項		
例規番号	平成10年規則第15号		
<p>【根拠条文】 (指定工事業者証の交付) 第6条 管理者は第4条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に赤平市指定給水装置工事業者証(以下「指定工事業者証」という。)を交付する。 2 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第8条の指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を管理者に返納するものとする。 3 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を管理者に提出するものとする。 4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第5条の規定による。 (指定の基準) 第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。 (1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置くものであること。 (2) 次に定める機械器具を有すること。 ア 金きりのこその他の管の切断用の機械器具 イ ヤスリ、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具 ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具 エ 水圧テストポンプ (3) 次のいずれにも該当しないものであること。 ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者 イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ウ 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めに足る相当の理由がある者 オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日